

# 超高齢社会問題への対応

## 1. 人生100年時代とは



「人生100年時代」を  
生きるヒント

スペシャル対談

水田わさび氏×佐藤浩市氏

水田わさび氏と佐藤浩市氏の対談  
については、三井住友信託銀行  
ホームページをご覧ください。

<https://www.smtb.jp/special/specialtalk6>



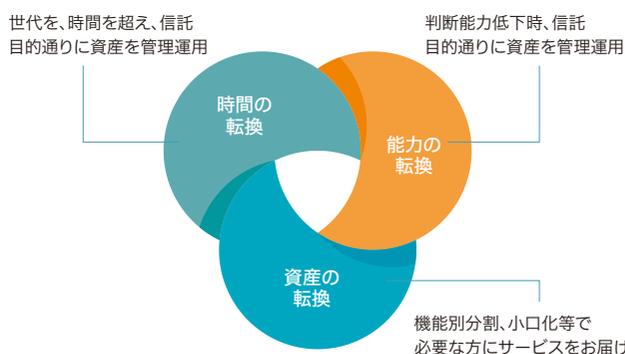
2000年生まれの日本人の平均寿命はUCバークレー校のコホート研究では、104歳になるとされています。既に日本は人生100年時代を迎えている段階にきています。

そして信託には、託された想いを実現する力として、右のような転換機能があります。

長寿で家族関係が縦長となり、また、人生のいずれかの期間で判断能力が低下する期間が高い確度で訪れる人生100年時代において、時間転換、能力転換などの信託の力はとても役に立つ機能です。

超高齢社会における課題は、我々の両親や人生の諸先輩の暮らしぶりとは異なる次元で発生します。三井住友信託銀行では、人生100年時代において生じてくるライフステージごとのお悩みを念頭に置きつつ、お客さま一人一人のお考えや資産の内容、家族の構成などをお伺いしながら信託ソリューションなど具体的な解決策をご提案し、お客さまのWell-being向上に貢献する「世代別コンサルティング活

### 信託の託された想いを実現する力



動」に取り組んでいます。

「信」という文字は、中国の古典「孝経」によれば、元来、朋友を結びつけるものとして位置付けられていたといいます。当社は信託の力で、皆さまの人生100年時代におけるベストパートナーとして寄り添い、お役に立つことで、人生100年時代を、長命を寿ぐ社会として花開かせていきます。

### 人生100年応援部

三井住友信託銀行は、人生100年時代の到来によりお客さまや社会に生じるさまざまな課題に対し、信託の力で、新たな価値をご提供することを目的とした「人生100年応援部」を2019年に設置しました。これまで、認知等判断能力低下への備えをご提供する「人生100年応援信託」「安心サポート信託」、死後の葬儀やデジタルを含む遺品整理等を提供する「おひとりさま信託」、ペットを持つ人のための遺言信託「ペットのための遺言」サービス、住宅ローンのお客さま向け無料遺言預かりサービス「ハウジングウィル」などをリリースしてきましたが、これからも信託の力による新たな価値を順次ご提供していきます。

### 財産管理や相続に関するサービスを提供する一般社団法人安心サポートの設立

一般社団法人安心サポートは、2018年11月に三井住友信託銀行が母体となり設立した法人であり、三井住友信託銀行と一体となって\*、高齢者の方々への財産管理サービス(施設入居時の入居保証、介護サービス等契約代行、任意後見、死後事務等)をご提供しています。

\*三井住友信託銀行の金銭信託、遺言代行信託、生命保険信託等、分別管理機能をはじめとした各種信託との組み合わせにて(おひとりさま信託、安心サポート信託等)、お客さまの資産を、ご自身のために、もしくはご自身のお考え通りにとり行う、安心のソリューションをご提供しています。



# 超高齢社会問題への対応

## 世代別コンサルティング活動



## 商品・サービス

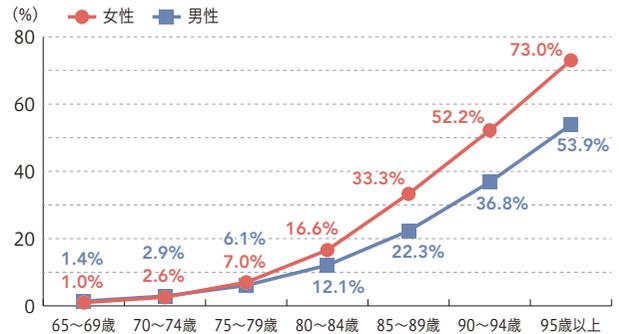
<p style="text-align: center;">ためる・ふやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期預金</li> <li>投資一任運用商品</li> <li>投資信託</li> <li>外貨預金</li> </ul>	<p style="text-align: center;">不動産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産仲介業務</li> <li>土地有効利用 コンサルティング</li> </ul>	<p style="text-align: center;">のこす・そなえる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺言信託</li> <li>遺言書お預かりサービス</li> <li>遺産整理業務 【相続手続トータルサービス(まかせて安心)】 【相続手続サポートサービス】</li> <li>人生100年応援信託(100年パスポート) (100年パスポートプラス)</li> <li>おひとりさま信託・おひとりさま信託 (生命保険型)</li> <li>安心サポート信託(金銭信託型)</li> <li>教育資金贈与信託(愛称:孫への想い)</li> <li>結婚・子育て支援信託(愛称:つなぐ想い)</li> <li>暦年贈与サポート信託</li> <li>家族おもいやり信託 (一時金型)・(年金型)</li> <li>セキュリティ型信託</li> <li>じぶん年金信託</li> </ul> <div style="text-align: right;">  <p>三井住友信託銀行</p> </div>
<p style="text-align: center;">かりる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅ローン</li> <li>60歳からの住宅応援ローン (愛称:ロクマル)</li> <li>不動産活用ローン (リバースモーゲージ)</li> <li>カードローン (愛称)わが家の味方 (愛称)暮らしの味方</li> <li>アパートローン</li> </ul>		
<p style="text-align: center;">サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トラストプレミアムサービス</li> <li>三井住友信託ダイナース ダイナースクラブカード</li> <li>トータルソリューションバック</li> <li>三井住友信託ダイナース クラブポイントクラブ</li> <li>三井住友信託ダイレクト</li> <li>民事信託サポート・専門家紹介</li> </ul>		

## 2. 認知症等判断能力の低下への対応

人生が80年の時代から、100年の時代へ移行することにより、「認知症や要介護となる期間が、自分の人生の中にある」ことが前提となりました。事前の準備計画(アドバンスプランニング)を行うことが必要な時代に、私たちは生きていくことになります。

当社は、ノーマライゼーションの視点に立ち、認知症のお客さまであっても、これまでと変わらぬ生活をおくることができるような社会を目指し、さまざまな取り組みを行っています。

### 認知症発症率



出所: 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 平成24年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等推進事業「認知症の総合アセスメント」より作成

## 認知症のお客さまの財産管理

認知症などの理由で判断能力が不十分になると、預貯金の管理やさまざまな契約を自分で行うことが難しくなり、また振り込め詐欺や悪徳商法の被害に遭う恐れが高まります。財産管理において、まず優先すべきは言うまでもなく「守り」です。次に必要なことは財産管理における「日常生活支援」です。生活していくためには年金を受け取ったり、税金や公共料金の払い込みや、買物の代金の支払いなど日常生活のお金の管理をサポートすることが必要です。また「想いをつなぐ」ためのサポートも重要です。認知症になって意思(想い)の伝達が難しくなっても、やりたいこと、やってほしいことに変わりはありません。ただ、それを支援者の配慮に頼るには限界があり、特に契約など法律行為が伴うことは、判断能力があるうちに私的な契約で「想いをつなぐ」ための手立てを

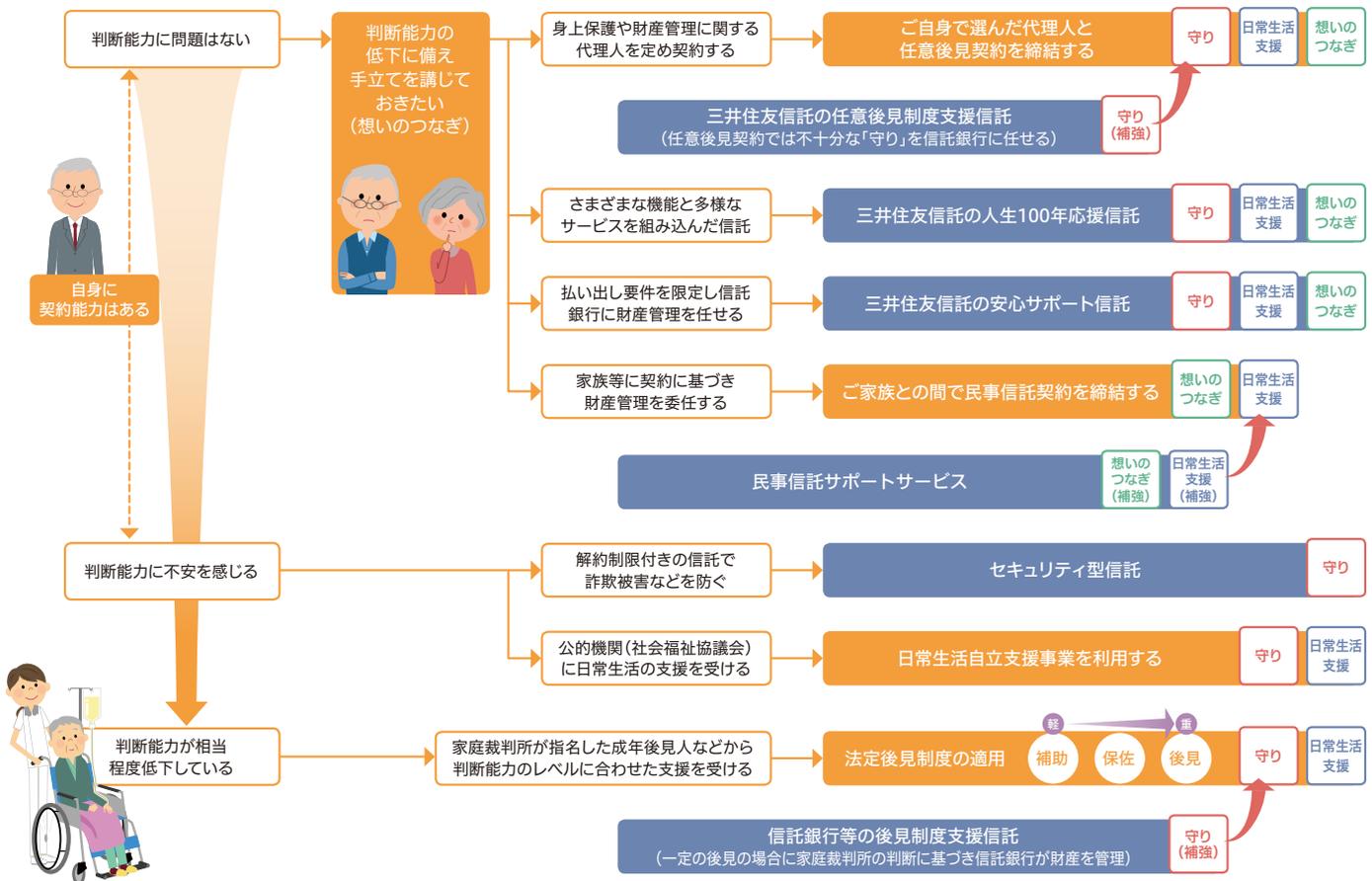
講じておくことが必要です。三井住友信託銀行では、シニア世代応援レポート「認知症問題を考える」を作成し、成年後見制度やその他の公的な支援の仕組み、およびそれらを補完する金融商品・サービスを分かりやすく整理し、ご提案しています。

### シニア世代応援レポート 認知症問題を考える



<https://www.smth.jp/csr/report/2019/all5.pdf>

### 認知症に対応した財産管理ラインアップ

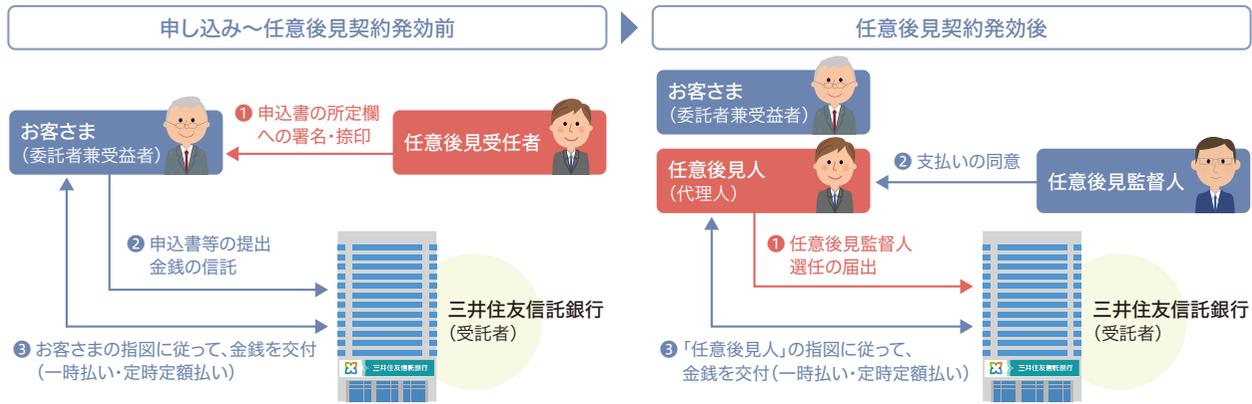




## 任意後見制度支援信託

**ポイント** 任意後見制度において金銭を管理する信託を別途設定することで、「守り」をより堅牢にします。

任意後見制度をご利用される方の財産を金銭信託で管理することで、任意後見制度をサポートするための信託です。任意後見契約が発効した後は、お預け入れいただいた金銭信託からの払い戻しには任意後見監督人の同意が必要となりますので(一時払い)、安全・確実に財産の保護を図ることができます。また、日々の生活に必要な資金などを定期的にお受け取りいただくこともできますので(定時定額払い)、任意後見人が担う財産管理のご負担も軽減することができます。任意後見契約が発効するまでの間は、ご自身またはお手続きを代理される方による一時払いや定時定額払いに関するお手続きが可能です。代理人によるお手続きをされる場合は、その都度、お客さまからの委任状の提出が必要となります。



## 人生100年応援信託<100年パスポート>

**ポイント** 人生100年時代となり、今後多くのお客さまに起こることとなる判断能力の低下に対する備えとして有効な機能群をワンパッケージにした、お客さまに安心して豊かな人生を楽しんでいただくための信託商品です。

認知症など判断能力の低下時に直面する、「預貯金の引き出しなどの困りごと」に対する備えとして有効な機能群をそろえた金銭信託です。成年後見制度とタイアップしたソリューションのご提供も含め、幅広くお客さまの立場に立ったコンサルティングを行う、人生100年時代のお供に、最適の信託商品です。



### ワンパッケージの4つの機能

#### まかせる支払機能(年金型 + 目的内随時型)

認知症や健康の不安に備え、支払い手続きをまかせる方をあらかじめ指定できます(4親等内の親族、弁護士、司法書士、税理士を指定いただけます)。

認知症や健康が不安な期間において

- 毎月の生活費等の受け取り(毎月30万円まで)ができます。年1回追加支払いも可能です。
- 金額が大きくなりがちな医療費、介護費、住居費、税金、社会保険料のお支払いも可能です(あらかじめ払戻しの同意者を定めることもできます)。

#### 防犯あんしん機能

年間16,000件\*にのぼる特殊詐欺などに備え、あらかじめ払戻しの同意者を定めることができます。

#### ねんきん受取機能

毎月の生活費を定期的に受け取れます。充実した暮らしのための支出や生前贈与にも活用できます。

#### おもいやり承継機能

ご相続発生時に、あらかじめご指定いただいた相続人に500万円までをスムーズにお支払いします。

\*警視庁によると、2019年は16,851件、総額363.9億円の被害が発生。

## 人生100年応援信託<100年パスポートプラス>

**ポイント** 三井住友信託ファンドラップによる中長期的かつ安定した資産運用機能と、100年パスポートの財産管理機能を一体的にご提供します。認知症等に対する早期の備えができるとともに、生涯にわたって安心して運用を続けることができる信託商品です。

## 安心サポート信託(金銭信託型)(ファンドラップ型)

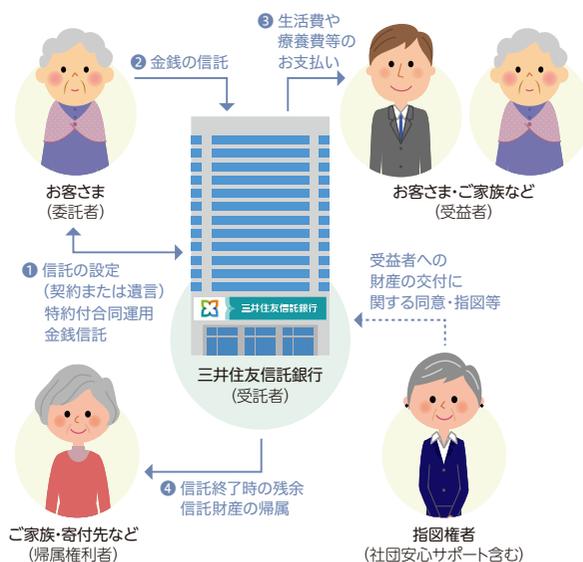
**ポイント** 判断能力の低下時にもご自身の意思に沿った資産の管理ができ、運用の継続も可能な信託商品です。

お客さま自身とご家族などの方々のために、大切な財産をオーダーメイドかつ、中長期のサポートによって保全・管理、そして運用を行います。三井住友信託銀行が設立した一般社団法人安心サポートと連携し、財産や身の回りのことに対する不安を軽減する「信託銀行」ならではの商品です(ご契約内容はお客さまの資産形成・管理の方針をお聞きした上で、ご一緒に設計致します)。

ファンドラップ型については、お客さまが資産運用を継続しつつ、必要に応じて取り崩しができるように、三井住友信託ファンドラップによる運用を継続しながら、必要に応じて換金の上、生活費や医療・介護費等をお支払いたします。換金・支払いについては、信託契約であらかじめ条件を設定いただけるほか、緊急時など必要な場合については三井住友信託銀行の判断により実施致します。

※安心サポート信託は取扱店舗を限定しています。

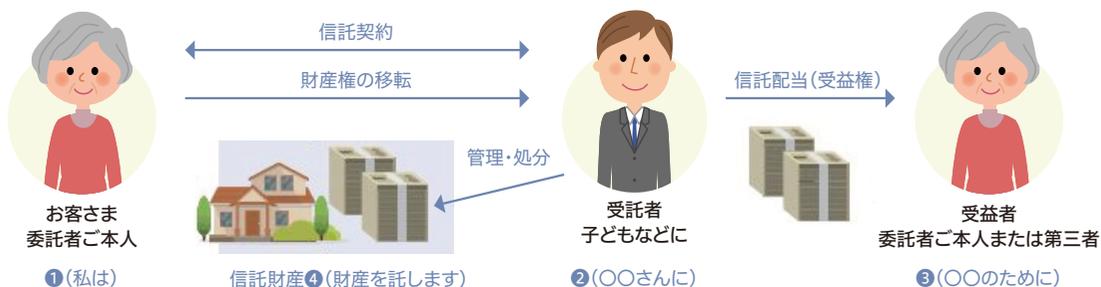
### 安心サポート信託の仕組み



## 民事信託

**ポイント** 信託銀行が引き受ける(受託者となる)信託ではなく、家族などが受託者となる信託で、想いをつなぐよう契約を自由に設計します。専門士業が契約をサポートするケースが増えていきます。

### 民事信託の仕組み



※民事信託には財産(金銭)を分別して管理する信託受託者のための預金口座(信託口座)が必要です。





## セキュリティ型信託

**ポイント** 口座に「二重ロック」をかける信託で、悪質な詐欺から大切な財産を守ります。

振り込め詐欺など高齢者を狙った犯罪が増加・巧妙化しているなか、お客さまご自身や離れて暮らすお子さまの不安が増大しています。こうした金融犯罪からご資産をお守りする商品が「セキュリティ型信託」です。本商品は、お預け入れいただいたご資金を払い出す際に、あらかじめご指定いただいた同意者（お客さまの3親等内のご親族）の方の同意を得た上でご資金をお支払いする仕組みです。定時定額払い方式の併用も可能です。

### 一時払い方式

お預け入れいただいたご資金は、あらかじめご指定されたご家族等の同意がなければお支払いできない仕組みになっています。犯罪等に巻き込まれる前に、ご家族等に相談する機会が生まれ、未然に防ぐことが可能です。

### 定時定額払い方式

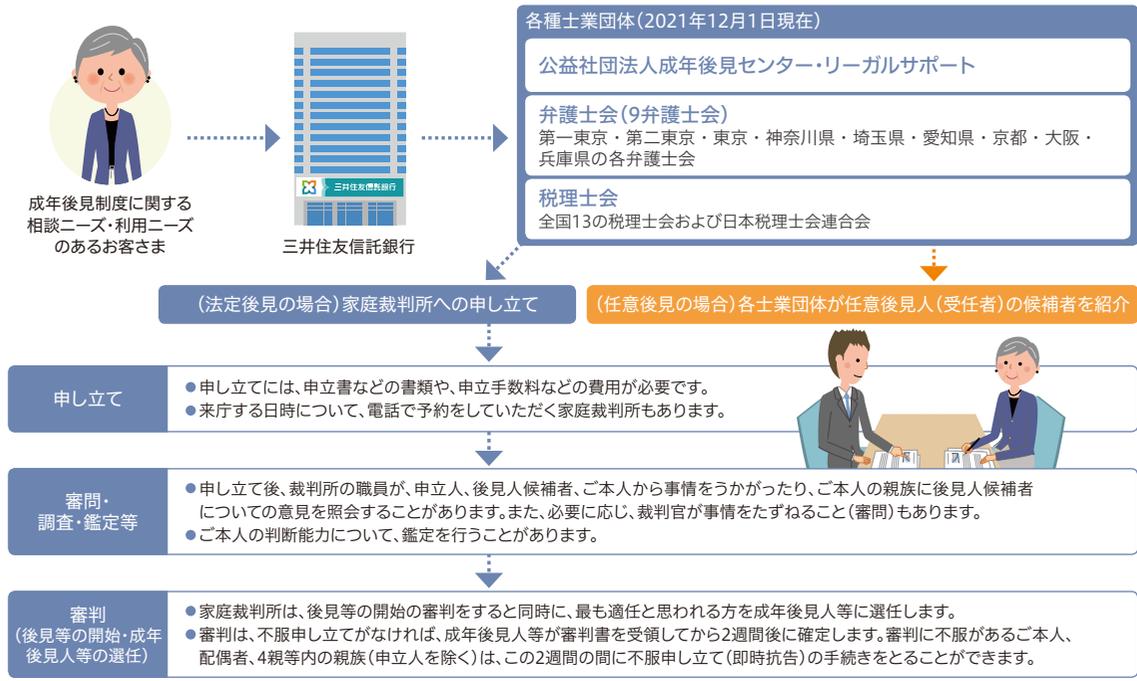
セキュリティ型信託にお預け入れいただいたご資金のうち、生活に必要なご資金等は、定期的に決まった金額をお支払いすることができます。（毎月20万円まで）



※管理料無料

## 成年後見制度に関するご相談・取り次ぎ

三井住友信託銀行は、成年後見分野に積極的に取り組む各種士業団体と協定を結んでおり、成年後見制度に関するご相談や、その利用を希望されるお客さまの各士業団体への取り次ぎを行っています。





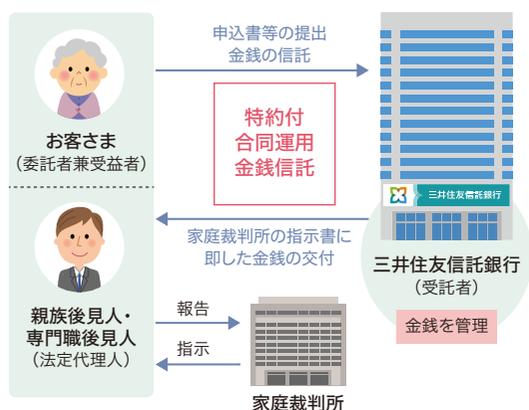
## 後見制度支援信託

**ポイント** 裁判所の指示に基づき信託銀行が財産を守り、後見人の不正を防ぎます。

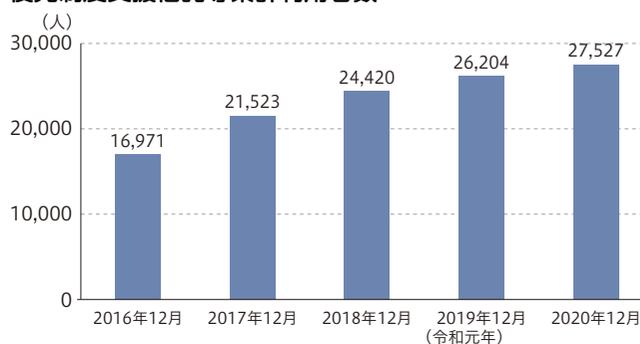
法定後見制度による支援を受ける人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

本信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人がご本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行との間で信託契約を締結することになります。

これにより、成年後見人がご本人の財産を不正に使ってしまわないように適切に保護されます。



### 後見制度支援信託等累計利用者数



出典：最高裁判所事務総局家庭局  
「後見制度支援信託等の利用状況等について 令和2年1月～12月」

## 民事信託への三井住友信託銀行の取り組み

### 民事信託のニーズと特徴

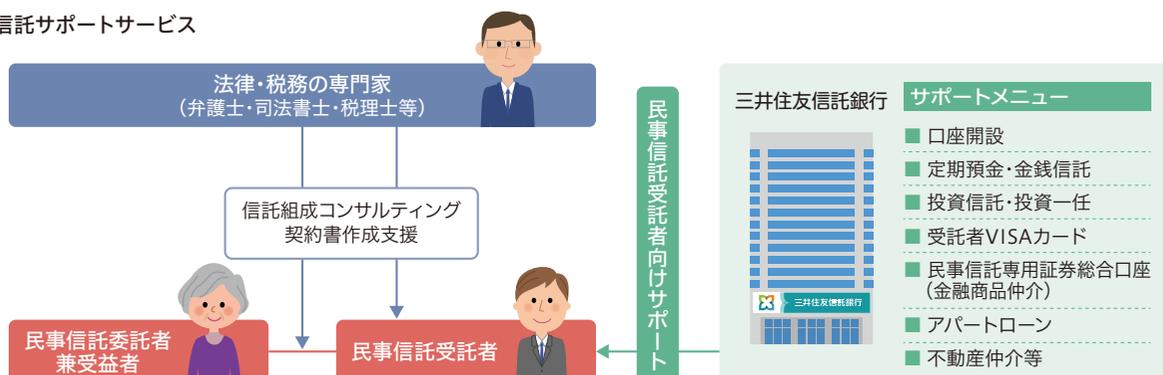
日本は、世界に類を見ないほどに高齢化や認知症の増加が進むなかにあり、高齢者のための財産管理・承継は身上保護の問題と相まって非常に多様であることから、現状、個別対応力の高い信託制度に注目が集まっています。ある調査によれば、世界201カ国・地域の中で日本は最も高齢化率が高く、最近の調査によれば高齢化率は28.7%となっています。とりわけ、成年後見制度の補完的・代替的機能を持つ民事信託を活用した財産管理手法に、本人の能力制限を伴わない保護手段として大きな期待が寄せられています。

民事信託は、信託業法の適用は受けないものの、実体法である信託法の適用は受け、その意味で商事信託と取り扱いについて何ら異なることはありません。民事信託においても、受託者は、民法、民事手続法、倒産法等の民事法全般との整合性を図りつつ、善管注意義務、分別管理義務、忠実義務等を果たさなければなりません。(信託法研究第45号からの抜粋)

### 民事信託サポートサービス

三井住友信託銀行は、民事信託受託者向けに信託口座などの金融サービスをご提供しています(民事信託の組成

### 民事信託サポートサービス



## 超高齢社会問題への対応

は、法律・税務の専門家にご相談ください。

三井住友信託銀行は、民事信託の組成コンサルティングや契約書作成支援を行う法律・税務の専門家と連携し、民事信託の受託者に対して、適正な分別管理に欠かせない信託受託者のための預金口座(信託口座)をはじめとする金融・信託等の商品・サービスをご提供することで、民事信託の健全な発展に貢献しています。

### 福祉型信託

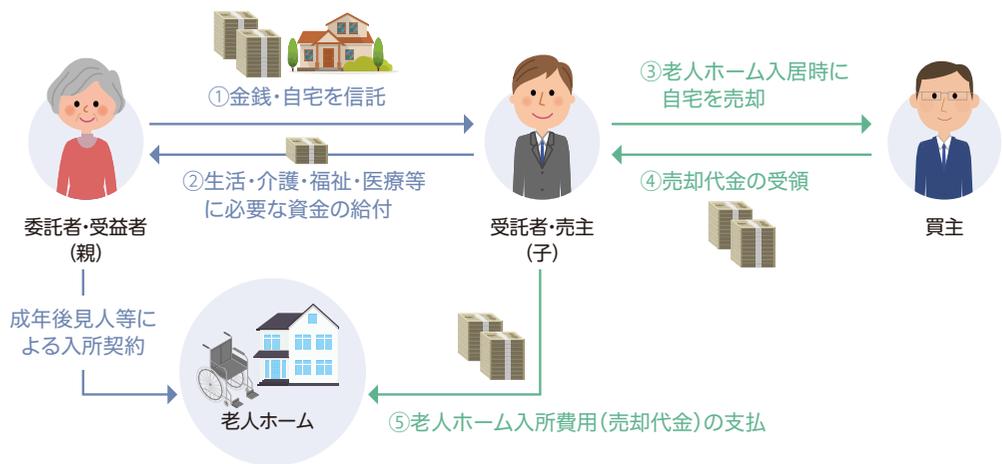
三井住友信託銀行に持ち込まれる民事信託の大半は、高齢者の財産管理を支援する目的で設定され、その中でも、高

齢者等が自ら適切に財産管理を行うことが難しい者を受益者として、財産管理と生活支援を行うことを目的とする自益型の「福祉型信託」が最も多く利用されています。

実務的には、信託契約書の信託目的に、生活、介護、福祉、医療等に必要な資金の支払目的が規定されることが多く、福祉型信託とりわけ成年後見代替型の民事信託が中心であることは間違いありません。三井住友信託銀行の2020年のサンプル調査によれば、97%が後見代替型であり、87%が帰属権利者等の定めがある広義の遺言代用型の信託でした。これは、アメリカの民事信託と同じ傾向です。(信託法研究第45号からの抜粋)

#### 【事例】生活・介護・福祉・医療等に必要な金銭および自宅の信託～認知症対策・自宅処分対策～

- 生活・介護・福祉・医療等に必要な金銭を子に管理してもらいたい
- 老人ホーム入所時には自宅を売却して、入所費用に充ててほしい



### 民事信託のご相談・ご利用に関する弁護士のご紹介

三井住友信託銀行は、民事信託の健全な普及を目指して、三井住友信託銀行のお客さまに民事信託の組成等を行う弁護士をご紹介する協定を東京弁護士会と締結しています。



相談内容	① 民事信託の組成に関する相談 ② 民事信託に関わるセカンドオピニオンに関する相談 ③ 民事信託に関するその他の相談
取扱可能店舗	東京都内の本支店
紹介手数料	無料
法律相談料	初回相談 : 1時間・無料(本紹介制度ご利用の場合の特典) 2回目以降相談 : 30分間 5,000円(税抜き)
弁護士とのご契約	弁護士との契約は有料です。お客さまが紹介した担当弁護士と実際にご契約をするか否かは、お客さま自身においてご判断ください。

### 3. セカンドライフの住まいを考える

人生が100年の時代となり、セカンドライフとして住まう時間もとても長くなりました。また新型コロナウイルス感染症拡大により、ご自宅で過ごす時間も長くなってきています。

日本の家は、断熱・気密の性能が、世界基準からみて低いと言われており、住まいの中での温度差が大きく、入浴に際してのヒートショックが起こりやすいと言われていています。また自宅内での転倒による骨折も要介護になる原因と言われていています。

人生100年時代をより長く健康に過ごすために、また要介護になった際にも介護する側が介護しやすいようにするために、三井住友信託銀行は、シニア世代に向けた住まいのコンサルティングをご提供しています。

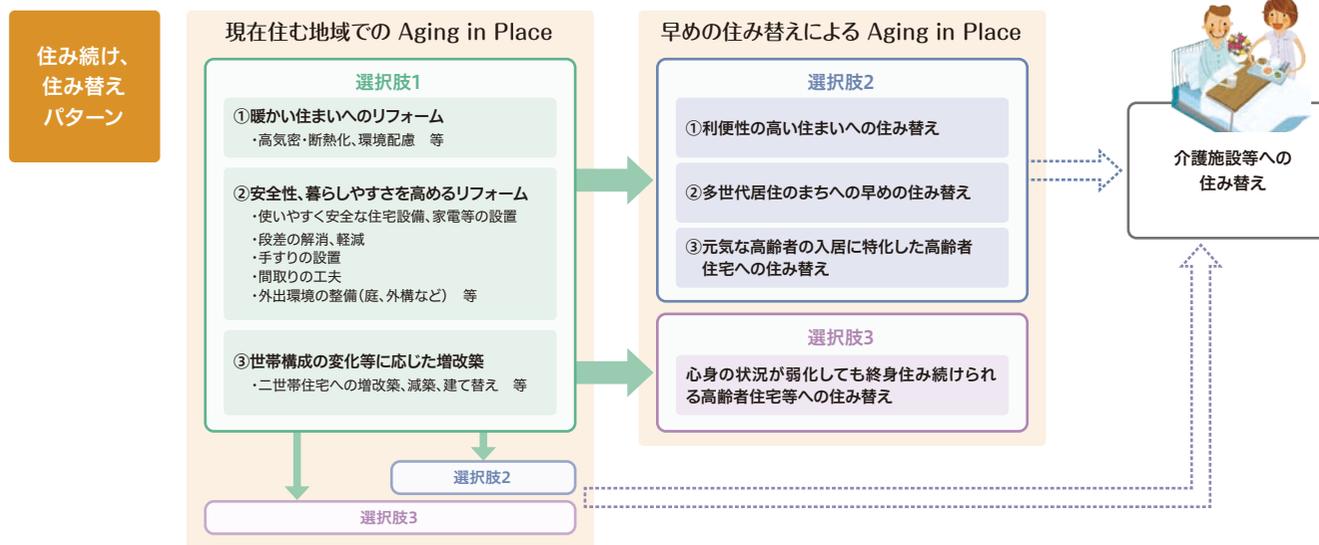
三井住友信託銀行は高齢のお客さまが、加齢や心身の虚

弱化に伴う問題に関わらず、住みなれた住宅や地域で、できるだけ長く住み続ける「Aging in Place」コンサルティングを基本としてご提案することで、QOL(生活の質)を維持・改善しながら暮らし続けていただけることを目指しています。

シニア世代応援レポート  
シニア世代の住まいを考える



<https://www.smth.jp/-/media/th/sustainability/report/2020/all5.pdf>



#### シニア世代の住まいを応援する商品・サービスのラインアップ

**リ** フォームローン

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、「リフォームローン」にてバリアフリーなどに必要な資金をご融資し、お客さまが快適な老後の生活を送れるよう住まいづくりをサポートしています。

**リ** バースモーゲージ

三井住友信託銀行では、自宅を担保に老後のゆとり資金を融資する「リバースモーゲージ」をご提供しています。ご自宅のリフォームや老人ホームへ入居する際の入居一時金など、さまざまな用途に活用いただくことができます。

**不** 不動産売却つなぎローン

三井住友トラスト・ローン&ファイナンスでは、利便性の高いマンションや高齢者の住まいを検討されているお客さまに、お客さまが大切な不動産を売り急ぐことがないように、不動産売却つなぎローンを通じて、老後の生活に合う住まい探しをサポートしています。

**60** 歳からの住宅応援ローン

三井住友信託銀行では、高齢者の方の住宅取得資金に対応する「60歳からの住宅応援ローン」(愛称:ロクマル)をご提供しています。現在お住まいのご自宅をバリアフリー化するためのリフォーム工事や、ご子息の近く、利便性の高い住居への住み替えなど、お客さまの健康寿命を延ばすための住まいの見直しをお手伝いします。

**不** 不動産に関わるサービス

三井住友トラスト不動産では、住み替えをご検討されているお客さまに、三井住友トラスト・グループならではの幅広い情報ネットワークとコンサルティング力を生かし、安全・確実な売却・購入の仲介サービスをご提供しています。また、居住用不動産はもちろん、相続不動産、遊休不動産、投資用・事業用不動産のご売却や資産活用・有効利用についてもお手伝いします。

**住** まいに関する相続や税金などの相談

三井住友信託銀行の各支店は、不動産や税金、相続などに関して高い専門性と豊かな経験を持つ財務コンサルタントを配置しており、住まいの選択に関するさまざまな相談をお受けしています。

空き家トータルサポート    住宅設備修理サポート    建物状況調査サービス

詳細はウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.smtb.jp/csr/withyou/successfulaging/>

4. 終活・資産承継・贈与のお手伝い

終活のお手伝い



おひとりさま信託<金銭信託型><生命保険型>

**ポイント** 葬儀、納骨、遺品整理、訃報連絡などの終活を支援する、実現型エンディングノートサービスです。



三井住友信託銀行が母体となって設立した一般社団法人安心サポートによる死後事務業務と、安心の信託による分別管理機能をベースに、スマートフォンでも更新できる実現型エンディングノートに基づいて、お客さまのご希望に則った死後事務を実現するサービスです。  
※生命保険型では、死後事務費用のみあいとして、平準払い保険を利用いただくことで、より少ない資金で開始いただくことが可能です。



おひとりさま信託の4つのポイント

特徴①	エンディングノートは、システムで安全にお預かりし、いつでも更新可能
特徴②	月1回、週1回など、自分が希望するタイミングで安否確認SMSで配信され、見逃すことなく操作も簡単
特徴③	死後事務の費用や、寄付の資金は、元本保証の金銭信託で確実にお預かり
特徴④	自分らしくゴールを迎えるための「身の回り」の死後事務は、一般社団法人安心サポートが履行

円滑なご相続等のお手伝い

エステートプランニング

エステートプランニングとは、お客さまの資産承継に対する考え方を整理し、具体的な資産承継計画の作成に向けたサポート(コンサルティング)を行うサービスです。三井住友信託銀行は、資産管理・相続・遺言関係業務などに関して、長年にわたり培ってきたノウハウにより、さまざまなコンサルティングを行います。

遺言信託

お客さまのご希望通りの資産の承継を実現させるべく、遺言の作成コンサルから、変更などのフォローコンサルおよび保管、そして三井住友信託銀行が遺言の執行者として就任し品質の高い遺言執行業務をご提供するサービスで、執行者としての長年の経験に基づき、品質の高い遺言執行を実現するための遺言作成時の遺言コンサルティングを行っています。2019年10月からはガイドンスに従い遺言案文が作成できる無料WEB遺言信託サービスを、また2020年7月からは自筆証書遺言の法務局保管開始を受けた自筆証書遺言による遺言信託の受付を開始しています。

そして2021年6月にペット愛好家の皆さまが老後も安心してペットと暮らせることをサポートする遺言信託(ペット安心特約付)をリリースしました。



<https://www.smb.jp/personal/entrustment/succession/webwill/>

相続手続トータルサービス(遺産整理業務)

三井住友信託銀行は、複雑な相続手続きを円滑に進めるための「相続手続トータルサービス」を取り扱っています。相続人の方のお申し込みに基づき、次のような手続き代行サポートを行います。

- 法定相続人の確定
- 相続財産の調査、把握
- 遺産分割協議のアドバイス
- 預貯金、有価証券などの換金、名義変更(各金融機関の所定の手続きを代行します)
- 不動産の名義変更
- 所得税・相続税など納税資金の手当てのアドバイス

## 次世代への生前贈与のお手伝い

### 暦年贈与サポート信託

暦年贈与サポート信託は、ご親族の方に生前贈与をする際の「贈与契約書」の作成などのお手続きをサポートするサービスです。贈与に必要な書類などは毎年三井住友信託銀行からご案内しますので、贈与の機会を逸することなく贈与していただけます。また、年に一度、贈与をした方、贈与を受けた方の双方に、贈与報告書をお送りします。

### 教育資金贈与信託

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設され、30歳未満のお孫さま等に対して、授業料等の教育資金を非課税で一括贈与することが可能とするものです（お孫さま等1人当たり1,500万円まで）。

本商品を通じて、三井住友信託銀行はお孫さま等からの払出請求に基づき、教育資金をお支払いします。

### 結婚・子育て支援信託

税制上の優遇措置として、20歳から50歳未満のお子さま・お孫さま等へ結婚・子育て資金の一括贈与が行われた場合、1,000万円まで贈与税が非課税となります。本商品は結婚・子育て資金へのお支払いが確認できる領収書等に基づき金銭信託からお支払いするため、贈与をする方の「結婚や子育てに活用してほしい」という想いに確実に応えることが可能です。

### 社会貢献寄付信託

三井住友信託銀行では、次世代に向けた豊かな未来づくりを支援するため、公益目的の寄付活動を支援する商品・サービスをご提供しています。その一つである社会貢献信託は、ご用意した公益団体から毎年お客さまに寄付先を選定いただき、三井住友信託銀行が寄付手続きを行う商品です（158頁参照）。

### 医療支援寄付信託

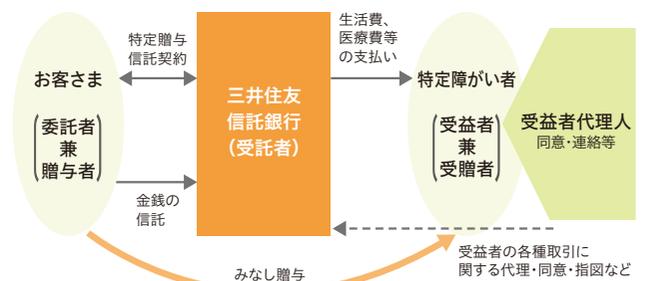
「医療支援」という共通テーマのもとに参加した13の大学の中から、「未来医療の創生」「難病克服に向けた研究」「医療体制の整備」等の具体的な研究・活動を比較検討して寄付先を選択いただける信託商品です（159頁参照）。

### 特定贈与信託

特定贈与信託とは、特定障がい者の方の将来にわたる生活の安定に資する目的で贈与されたご資金を、三井住友信託銀行が合同運用金銭信託等で安定的な運用を行い、お客さまに代わって特定障がい者の方にお渡しする商品です。

受益者となる「特定障がい者」は、障がいの程度によって「特別障がい者」と「特別障がい者以外の特定障がい者」に分けられており、「特別障がい者」の方は6,000万円、「特別障がい者以外の特定障がい者」の方は3,000万円まで非課税で、生活費や医療費等に充てる資金として定期的にお支払いします。

#### 特定贈与信託の仕組み



### 家族おもしろ信託（一時金型）

相続が発生した場合、「葬儀の段取り」「相続関係の手続き」など、のこされたご家族の方には、さまざまな手続きが待っています。「家族おもしろ信託（一時金型）」は、お客さまに相続が発生した際、あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいたお受取人に対し、お預かりしている信託財産を当面の必要資金や葬儀費用としてお支払いする商品です。

信託財産のお受取人の方が、一括でお受け取りになれます。



イメージ図

※家族おもしろ信託には上記一時金型のほかに、お受取人に定期的に信託財産をお支払いする年金型がございます。